

新得町郷土研究会・会則

(昭和56年11月)

名 称

第 1 条 本会は、新得町郷土研究会と称する。

事 務 所

第 2 条 この会の事務局は、新得町図書館に置く。

目 的

第 3 条 本会は、新得町の歴史的資料の調査と、その資料蒐集と、保存のための事業を行うことを目的とする。

会 員

第 4 条 本会の趣旨に賛同し、入会するものを以って会員とする。

第 5 条 会員は、つぎの会費を納めるものとする。

年 間 2,000円

第 6 条 会員の、入会・脱退は自由とし、届出によって、効力を生ずる。

役員及び任期

第 7 条 本会は、つぎの役員を置き、総会において選出し、任期は2年とし、再任は、妨げない。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 1 名 |
| 3. 事務局長 | 1 名 |
| 4. 会計監査 | 2 名 |

役員の任務

第 8 条 役員の任務は、つぎのとおりとする。

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 会 長 | この会を代表する。 |
| 2. 副 会 長 | 会長を補佐する。 |
| 3. 事務局長 | 会務を処理し、会計を兼ねる。 |
| 4. 会計監査 | 会計を監査する。 |

会 議

第 9 条 会議は、総会・役員会・例会とする。

第 10 条 総会は、毎年4月に行い、事業計画・決算・予算・会則変更に関することを審議議決する。

なお、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2. 役員会は、総会に提出する議案・その他事業遂行上必要なことを審議する。
3. 例会は、必要に応じて行い、事業の推進について協議する。

会 計

第 11 条 本会の運営費は、会費及び補助金、寄付金を以って充て、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

付 則

第 12 条 この会則は、昭和56年11月30日より施行する。